平成２６年（フ）第１１号
愛媛県松山市越智３丁目４番23号　Ｓキャメリア502号
債務者　溝淵　淑美
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８号
愛媛県松山市余戸西１丁目12番17号　メゾンＳ202号
債務者　髙山　美佳
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７号
愛媛県新居浜市新須賀町３丁目４番47号
債務者　脇　　暢一
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第６６号
愛媛県今治市吉海町仁江1176番地、前住所愛媛県今治市喜田村４丁目10番36号、前々住所愛媛県今治市片山４丁目６番１号カサ・ヴィーノ101号室
債務者　村上　　優
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１０号
福岡県嘉麻市鴨生864番地２
債務者　興梠　満春
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１２号
福岡県嘉麻市山野1331番地１　山野県営住宅５棟103号、前住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多462番地14
債務者　石橋　裕美
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１５号
福岡県飯塚市鯰田2517番地８　愛宕団地200棟253号
債務者　城野　直樹
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２８号
福岡県久留米市山川追分１丁目４番22―103号
債務者　平川　幸雄
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１７７号
佐賀県多久市東多久町大字納所6123番地18
債務者　眞﨑　里佳
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
佐賀県鳥栖市田代大官町763番地１　レオパレスＤＡＩＫＡＮⅡ106
債務者　原　　俊輔
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
佐賀県伊万里市東山代町長浜2083番地１
債務者　松本悠一郎
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２８号
佐賀県伊万里市黒川町椿原1890番地
債務者　幸松　祐子（旧姓坂中）
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３３号
宮崎市月見ケ丘２丁目11番９号　チェリーハイツ103号
債務者　伊藤　啓子（旧姓尾形）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９３号
富山市中川原213番地
債務者　吉野　洋子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３４号
長野市大字大豆島5911番地３
債務者　伊東　泰子（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
長野県須坂市臥竜５丁目10番８号　メゾン松南308号
債務者　加藤　直樹
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
長野県中野市大字一本木75番地１　みゆき荘205号室
債務者　渡邊　英男
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係